

平成二十一年六月八日提出
質問第五〇八号

平成二十一年財政検証関連資料に関する再質問主意書

提出者
山井和則

平成二十一年財政検証関連資料に関する再質問主意書

一 夫は四〇年間就労し、妻は四〇年のうち一年間、二年間、三年間、四年間、五年間、六年間、七年間、一〇年間、それぞれ就労した世帯の場合、それぞれ平成五〇（二〇三八）年の所得代替率は何%か。また、所得代替率が五〇・〇%を切るのは、妻が四〇年のうち、何年間あるいは何ヶ月以上、就労したときか。

二 社会保障審議会年金部会（五月二六日）資料3-1の二八ページの表によれば、①夫のみ就労の場合には、所得代替率が五〇・二%であるが、④離職の場合は、四七・五%である。この離職の場合は、一四ページによれば、「七年一月」の就労としている。ここから比例計算すれば、七年一月分で、五〇・二%（マイナス）四七・五% \div 二・七%、つまり、一年就労すると、二・七 \div 七・一 \parallel 〇・四%、所得代替率は低下すると理解してよいか。つまり、ほぼ半年、妻が就労したら、五〇・二%だったモデル世帯の所得代替率は、五〇・〇%を切ると理解してよいか。

三 「モデル世帯」とは、高校や大学を卒業した女性が一年も働かずに結婚し、その後ずっと四〇年間、専業主婦になる世帯と理解してよいか。

四 その場合、そのような「モデル世帯」は、現役世帯の何%くらいと想定しているのか。一〇%いるのか、一%いるのか。そもそもそのような世帯は、存在するのか。

五 二の資料の九ページで、「夫のみ就労」（モデル世帯）の場合、一九七四年度生の者（現在三五歳）の平成五一（二〇三九）年の所得代替率は五〇・一%であるが、所得代替率が五〇・〇%を切るのは何歳以上の場合か。また、六六歳、六七歳、六八歳、六九歳、七〇歳、七五歳及び八五歳時点での所得代替率はそれぞれ何%か。

六 五に関連して、現在三五歳の人の場合、モデル世帯で所得代替率が五〇・一%なのは、六五歳のみで、六六歳では、五〇・〇%を切ると理解してよいか。また、六六歳なら何%になるか。

七 六と同じ質問で現在三五歳未満の人の場合はいかがか。

八 現在の現役世代でモデル世帯の条件にあてはまる世帯は、何世帯、全体の何%くらいと推定しているか。

九 モデル世帯の場合、一九七五年度以降に生まれた者（一九七五年度、一九七六年度、一九七七年度、一九七八年度、一九七九年度、一九八〇年度、一九八五年度、一九九〇年度）の六五歳時点での所得代替率

はそれぞれ何%か。

右質問する。